被災者支援総合交付金	

工場（作業場を含む。）用又は倉庫用のもの	
塩素、塩酸、硫酸、硝酸その他の著しい腐食性を有する液体又は気体の影響を直接全面的に受けるもの（倉庫事業の倉庫用のものを除く。）及び放射性同位元素の放射線を直接受けるもの	二〇年
その他のもの	三一年
事務所用又は美術館用のもの及び左記以外のもの	三〇年
店舗用、住宅用、寄宿舎用、宿泊所用、学校用又は体育館用のもの	二七年
飲食店用、貸席用、劇場用、演奏場用、映画館用又は舞踏場用のもの	二五年
変電所用、発電所用、送受信所用、停車場用、車庫用、格納庫用、荷扱所用、映画製作スタジオ用、屋内スケート場用、魚市場用又はと畜場用のもの	二五年
旅館用、ホテル用又は病院用のもの	二四年
公衆浴場用のもの	一九年
工場（作業場を含む。）用又は倉庫用のもの	
塩素、塩酸、硫酸、硝酸その他の著しい腐食性を有する液体又は気体の影響を直接全面的に受けるもの及び冷蔵倉庫用のもの	一五年
その他のもの	二四年
金属造のもの（骨格材の肉厚が三ミリメートルを超え四ミリメートル以下のものに限る。）	
事務所用又は美術館用のもの及び左記以外のもの	二二年
店舗用、住宅用、寄宿舎用、宿泊所用、学校用又は体育館用のもの	一九年
飲食店用、貸席用、劇場用、演奏場用、映画館用又は舞踏場用のもの	一九年
変電所用、発電所用、送受信所用、停車場用、車庫用、格納庫用、荷扱所用、映画製作スタジオ用、屋内スケート場用、魚市場用又はと畜場用のもの	一九年
旅館用、ホテル用又は病院用のもの	一七年
公衆浴場用のもの	一五年
工場（作業場を含む。）用又は倉庫用のもの	
塩素、塩酸、硫酸、硝酸その他の著しい腐食性を有する液体又は気体の影響を直接全面的に受けるもの及び冷蔵倉庫用のもの	一二年
その他のもの	一七年
木造又は合成樹脂造のもの	
事務所用又は美術館用のもの及び左記以外のもの	二四年
店舗用、住宅用、寄宿舎用、宿泊所用、学校用又は体育館用のもの	二二年
飲食店用、貸席用、劇場用、演奏場用、映画館用又は舞踏場用のもの	二〇年
変電所用、発電所用、送受信所用、停車場用、車庫用、格納庫用、荷扱所用、映画製作スタジオ用、屋内スケート場用、魚市場用又はと畜場用のもの	一七年
旅館用、ホテル用又は病院用のもの	一七年
公衆浴場用のもの	一二年